

区域分類名			A	B	C	D	E	F	G	H
			中心市街地	特定型拠点		一般市街地型拠点	郊外型拠点	主要沿道居住区域	拠点周辺居住区域	一般居住区域
区域像			交通結節点となっており市民のみならず北海道の広域拠点にふさわしい拠点的な都市機能を集積する地域核拠点	中心市街地を補完する都市機能を集積する地域核拠点  (中心市街地からの距離or既存都市機能or周辺の人口集積or就業地等)	「旭川市公共交通ランドデザイン」に基づく、公共交通集約拠点  (今年度策定予定の地域公共交通網形成計画の考案方によって要検討)	日常生活に必要な機能と地域の核となる都市機能を集積する「A~C、E」以外の地域核拠点	支所を中心に農村地域の核となる日常生活に必要な機能を集積する地域核拠点	公共交通の効率的な活用に向け人口集積を目指す地域	地域核拠点の都市機能の効率的な活用に向け人口集積を目指す地域	既存の住宅市街地  (市街化区域内で次の地域等を除いた区域 ・工業専用地域等 ・災害危険地域等)
			居住機能			中高層共同住宅等を誘導	共同住宅や大規模な宅地開発等を誘導	共同住宅や大規模な宅地開発等を誘導	共同住宅や大規模な宅地開発等を誘導	住環境の悪化防止
都市機能			高次都市機能	維持・誘導	維持・誘導	維持・誘導	-	-	-	-
			都市機能	維持・誘導	維持・誘導	維持・誘導	維持・誘導	維持・誘導	維持・誘導	維持・誘導
公共交通			維持・充実 結節機能の強化	維持・充実	維持・充実 結節機能の強化	維持・充実	-	維持・充実	維持・充実	維持(将来的な公共交通体系の在り方を検討)
想定該当地域			中央 神楽	豊岡 春光・末広  他の計画等で位置付けされれば都市機能誘導区域  永山	豊岡 春光・末広 東光 緑が丘 北星 東旭川 神居 春光台・鷹の巣  永山	東鷹栖 西神楽	-	-	-	-
機能	施設	施設の配置方針	地域核拠点							
			中心市街地	特定型拠点		一般市街地型拠点	郊外型拠点	主要沿道居住区域	拠点周辺居住区域	一般居住区域
				〇〇	交通結節					
居住機能	戸建て住宅・共同住宅(低層)	公共交通の効率的な利用とともに、将来の居住の柱となる区域に誘導	○	○	○	○	○	○	○	○
	共同住宅(中高層)	公共交通の効率的な利用とともに、将来の居住の柱となる区域に誘導	◎	○	○	○	○	○	○	○
行政機能	市役所	交通結節点にあり、賑わい創出が期待できる区域に誘導	◎							
	市役所支所・まちづくりセンター	市民が利用しやすく、賑わい創出が期待できる区域に誘導	○	○	○	○	○	○	○	○
	公民館・地区センター等	市民が利用しやすく、賑わい創出が期待できる区域に誘導	○	○	○	○	○	○	○	○
介護福祉機能	老人福祉センター等	地域の高齢者等が容易に利用できる区域へ誘導	○	○	○	○	○	○	○	○
	高齢者福祉施設等(通所施設)	日常生活に必要な施設であり、市内全域に誘導	○	○	○	○	○	○	○	□
	障害者福祉施設等(通所施設)	障害者が容易に利用できるよう、市内全域に誘導	○	○	○	○	○	○	○	□
	サービス付き高齢者向け住宅	高齢者等が容易に通院できる区域へ誘導	○	○	○	○	○	○	○	□
子育て機能	保育所・幼稚園・認定こども園	日常生活に必要な施設であり、市内全域に誘導	○	○	○	○	○	○	○	□
	児童センター・子育て支援センター	市民が利用しやすい区域へ誘導	○	○	○	○	○	○	○	□
医療機能	診療所	日常生活に必要な施設であり、市内全域に誘導	○	○	○	○	○	○	○	□
	病院 (地域医療支援病院)	高齢者等が公共交通を利用し容易に通院できる区域へ誘導	◎	◎ (コンセプトによる)	◎	○	○	○	○	□
商業機能	食料品等(日用品)	日常生活に必要な施設であり、市内全域に誘導	○	○	○	○	○	○	○	□
	複合商業施設(買い物回廊) 大型複合商業施設(10,000㎡以上)	地域の賑わい創出が期待できる区域に誘導	◎	○	◎	○	○	○	○	□
金融機能	銀行・郵便局等	日常生活に必要な施設であり、市内全域に誘導	○	○	○	○	○	○	○	□
教育・文化機能	小学校・中学校	日常生活に必要な施設であり、市内全域に誘導	○	○	○	○	○	○	○	□
	高校	公共交通を利用し容易に利用できる区域に誘導	○	□	○	□	□	□	□	□
	大学・専修学校等	公共交通を利用し容易に利用できる区域に誘導	○	◎ (コンセプトによる)	○	□	□	□	□	□
	図書館(分館含む)	市民が利用しやすく、賑わい創出が期待できる区域に誘導	○	○	○	○	○	○	○	□
	美術館・博物館	広域的な利用による賑わい創出が期待できる区域に誘導	○	○	○	○	○	○	○	□
高次都市機能等	コワーキング施設・大規模複合施設	広域的な利用による賑わい創出が期待できる区域に誘導	◎	◎ (コンセプトによる)						
	多世代交流型複合施設	賑わい創出が期待できる区域に誘導	◎							
その他	オフィス	賑わい創出が期待できる区域に誘導	○	□	○	□	□	□	□	□
	ホテル・旅館	広域的な利用による賑わい創出が期待できる区域に誘導	○							

郊外型拠点(西神楽, 東鷹栖)を居住誘導区域に入れる場合は「共同住宅等を誘導」に変更

他の計画等で位置付けされれば都市機能誘導区域

国土省Q&Aより  
「誘導施設は、都市の居住者の共同の福祉や利便のため必要な施設と規定・・・専ら都市の居住者以外の者の宿泊のみに特化した宿泊施設や、都市の居住者の共同の福祉や利便に寄与しないオフィス等の施設は誘導施設として想定していません。」

◎、○、□ は誘導を示す(◎-○-□の順で優先) ◎ は誘導施設を示す